

知多市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 3 0 日

知多市長 伊 藤 清一郎

知多市条例第 1 5 号

知多市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

知多市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 5 年知多市条例第 8 0 号）の一部を別紙のとおり改正する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 1 8 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由の生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

(下線部分は改正箇所)

改正後	改正前
(葬祭補償) 第 1 8 条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>3 3 0, 0 0 0 円</u>に補償基礎額の 3 0 倍に相当する金額を加えた金額を支給する。	(葬祭補償) 第 1 8 条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>3 1 5, 0 0 0 円</u>に補償基礎額の 3 0 倍に相当する金額を加えた金額を支給する。